

生駒市ひきこもり支援ステーション事業における
居場所づくり事業運営等業務に係る
公募型プロポーザル実施要領

1. 業務概要

- (1) 目的 生駒市ひきこもり支援ステーション事業における居場所づくり事業の運営を目的とする。ただし、生活困窮者自立支援法の規定等に基づき、ひきこもり状態にある者の自立支援を促進できるよう取り組むものとする。
- (2) 業務名 生駒市ひきこもり支援ステーション事業における居場所づくり事業運営等業務
- (3) 業務内容 居場所づくり事業、相談支援、民間団体との連携事業、相談の記録・統計、会議・研修への参加、ひきこもり支援ステーションの居場所以外にも社会とのつながりを持てるよう支援すること（別紙仕様書参照）
- (4) 業務期間 契約締結の日から令和7年3月31日まで

2. 業務に要する費用（予定価格）

3, 734, 100円（税込）

なお、参考見積書の金額が、業務に要する費用（予定価格）を超過した場合は失格とする。

3. 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる事項を満たす者とする。

- (1) 公示日現在から過去5年間において、自治体の指定や委託を受けている福祉事業所としての業務実績のある者
- (2) 公示日現在から受託候補者特定の日まで生駒市より入札参加停止措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産の申立てがなされていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てをしていないこと又は民事再生法（平成11年法律第255号）に基づき再生手続き開始の申立てをしていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。

- (6) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (7) 次のアからオまでのいずれの場合にも該当しないこと。
- ア 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。））、支配人及び支店又は営業所（市との契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、法人格を持たない団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。以下同じ。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
- イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ウ 役員等が、その属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- オ 上記ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

4. 質問の受付及び回答

- (1) 提出期限：令和6年4月30日（火）正午まで（必着）
- (2) 提出方法：別添の質問書（様式1）により、電子メールにて提出すること。
電子メールアドレス：kourei@city.ikoma.lg.jp
※その他の方法により提出された質問に対しては回答しない。
- (3) 回答日：令和6年5月2日（木）14時頃
- (4) 回答方法：市公式ホームページに掲載

5. 企画提案書等の作成及び提出

- (1) 提出書類・必要部数
- ① 提出届及び各種証明書 原本1部
- ア 業務実施体制回答書及び企画提案書提出届（様式2）
- イ 登記簿謄本又は登記事項全部証明書（その他の団体等で法人登記がない場合は、定款その他の規約）【提案時点で発行から3ヶ月以内のもの：写し可】
- ウ 法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（法人：納税証明書その3の3、個人：納税証明書その3の2）【提案時点で発行から3ヶ月以内のもの：写し

可】

※本市の物品・委託業務の一般競争（指名競争）参加資格申請書を提出している者については、イ、ウを省略することができる。

② 実施体制各種調書及び企画提案書等 原本1部、副本8部

- ア 会社概要（様式3）
- イ 専門職の概要（様式4）
- ウ 業務実績調書（様式5）
- エ 担当専門職調書（様式6）
- オ 管理者の経歴及び実績等調書（様式7）
- カ 再委託調書（様式8）※再委託する場合のみ
- キ 工程表（様式9）
- ク 企画提案書（任意様式）
- ケ 参考見積書（任意様式）

(2) 作成要領

5. 企画提案書等の作成及び提出 (1) 提出書類・必要部数 ②実施体制各種調書及び企画提案書等のア～ケは各部まとめて綴じること。

① 様式等

- ア 企画提案書には事業者名は記入しないこと。
- イ ページ数は企画提案書提出届を除いて10ページ（片面刷り）以内とする。
- ウ 用紙の規格は、A4判縦長を基本とする。
- エ モノクロ、カラーは問わない。

② 記載項目

概ね以下の内容を記載すること。

- ア 自宅から一歩踏み出せる居場所づくりの工夫
- イ 相談支援等事業実施体制
- ウ 民間団体との連携方法
- エ 設備概要
- オ その他、事業所の強み、特にPRしたいことなど

(3) 提出期限等

- ① 提出期限：令和6年5月15日（水）17時（必着）
- ② 提出場所：生駒市役所福祉部福祉政策課（1階9番窓口）
〒630-0288 奈良県生駒市東新町8番38号
- ③ 提出方法：郵送または持参によること。

※郵送で提出する場合は、受取日時と配達されたことが証明できる方法とすること。

6. 審査方法

プロポーザルの審査は以下のとおりとする。

(1) 第1次審査（書類審査）

提出された業務実施体制回答書及び企画提案書を下記7(1)～(4)で示す審査基準に基づいて審査し、高い評価を得た提案者を3者選考する。ただし、プロポーザルの提案者が3者以下である場合は、第1次審査を省略し、第2次審査において提出書類審査及びヒアリング等による審査を実施できるものとする。

実施日：令和6年5月21日（火）

(2) 第2次審査（ヒアリング等による最終審査）

第1次審査により選考された者に対し企画提案についてのヒアリング等を実施し、下記7(1)～(4)で示す審査基準に基づいてヒアリング等の内容を評価するとともに、書類審査を考慮し最も優れている提案を特定する。なお、評価点が同点の者が2者以上いる場合の順位は、審議して決定する。また、評価点が60点に満たない場合は、特定者なしとできるものとする。

実施日：令和6年5月27日（月）

(3) 審査結果の通知

① 第1次審査

審査結果を書面により通知する。なお、選考された者のみ、審査結果及びヒアリング等を実施する旨を、電話又は電子メールで通知する。

② 第2次審査

審査結果を書面により通知する。

7. 審査基準及び配点

プロポーザルは以下の審査基準に基づき審査する。

(1) 会社概要・業務実績 10 / 100点

評価項目	評価の視点	
	評価基準	
会社概要・業務実績	同種又は類似業務の実績（実績の件数）	過去5年間の実績を評価する。 ・過去5年間で自治体の指定や委託を受けている福祉事業における業務実績の件数（年度単位で受託したもの。ただし年度途中から年度末まで受託したものも含む。）

(2) 参考見積書 10 / 100点

評価項目	評価基準
参考見積書金額	予定価格（上限 3,734,100 円）に対する参考見積額の比率に応じて加点する。

(3) 業務実施体制 10 / 100点

評価項目	評価の視点
実施体制	ひきこもり支援ステーション事業における居場所づくり事業運営等業務の実施体制について、適切な職員配置及び設備設置がなされているか。

(4) 企画提案（ヒアリング等）の内容 70 / 100点

評価項目	評価の視点
企画提案の内容	提案に対する基本コンセプト（居場所づくり）や運営方針は、事業の趣旨や目的を理解したものとなっているか。
	ひきこもり状態の者が一歩踏み出しやすい環境となっているか。また、様々なイベントを開催するなど、多様な方の参加を生み出せる工夫がなされているか。
	利用者各々の能力を生かせるような居場所づくりとなっているか。（農業体験・学習機会の提供、ITの活用など）
	利用者の必要に応じて相談支援を行える体制ができているか。また、必要に応じて他機関と連携し適切な相談支援機関につながることが意識されているか。
	利用者の状況に応じて必要とされる民間事業者や市民活動団体等との連携を行い、利用者がひきこもり支援ステーションの居場所以外にも社会とのつながりを持つことが意識されているか。
	事業所の強みを活かした取組など独自性のある提案となっているか。

8. 日程

公示	令和6年4月25日（木）	
質問受付締切	令和6年4月30日（火）	正午
質問回答	令和6年5月2日（木）	14時頃
企画提案書等受付締切	令和6年5月15日（水）	17時
第1次審査	令和6年5月21日（火）	
第2次審査	令和6年5月27日（月）	

結果通知	令和6年5月下旬（予定）
契約締結	令和6年5月下旬（予定）
業務開始	令和6年6月初旬（予定）

9. 失格事項

本プロポーザルの提案者若しくは提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
- (3) 提案書等提出期限後に参考見積書内の金額に訂正を行ったもの
- (4) ヒアリング等に出席しなかったもの
- (5) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの
- (6) 参考見積書の金額が、2.業務に要する費用（予定価格）を超過したもの

10. 契約

受託候補者特定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。

なお、その際には、特定された者はあらかじめ見積書を提出するものとする。

11. その他留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、入札参加停止措置を行うことがある。
- (3) 提出書類は返却しないとともに、提出者の特定以外には提出者に無断で使用しない。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とする。
- (5) 「担当専門職調書」に記載した配置予定の管理者及び担当者は、原則として変更できないものとする。

なお、やむを得ない理由により変更する場合には、生駒市と協議のうえ決定するものとする。

- (6) 生駒市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象文書となる。ただし、提案者が事業を営む上で、正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合がある。

なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については決定後の開示とする。

1 2. 担当部署（提出・問合せ先）

生駒市役所福祉部福祉政策課 担当：吉田
生駒市東新町8番38号（1階9番窓口）
TEL：0743-74-1111 内線 7220
E-mail：kourei@city.ikoma.lg.jp

1 3. 本事業に係る参考資料

本事業は令和4年に開始となった厚生労働省が所管するひきこもり支援推進事業の一部として実施するものです。

- ・ひきこもり支援推進事業についてはこちら（厚生労働省 HP）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/hikikomori/index.html

生駒市では支援や制度の「はざま」となっている方の支援や複合化・複雑化した課題をお持ちの世帯に対する包括的な支援を行うため、令和5年度より生駒市重層的支援体制整備事業（かさねるいこま）を実施しています。本事業はかさねるいこまの一つの取組として行っています。

- ・かさねるいこまについてはこちら

<https://www.city.ikoma.lg.jp/0000033001.html>